

『呉市文化ホールの使用について』お申込みのしおり

～お申込みの際には、必ずお読みください。～

■ネーミングライツ

復興支援のためのネーミングライツパートナーが決定し、当施設の愛称が「呉信用金庫ホール」となりました。次のとおりご対応くださいますようお願いいたします。」

① 愛称

呉信用金庫ホール

② 愛称の使用について

印刷物への表記に必ずご使用ください。

③ 愛称の使用例

- ・呉信用金庫ホール
- ・呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）

※以下、「呉市文化ホール」の記載は「呉信用金庫ホール」に置き換えてお読みください。

■受付時間

午前9時より午後6時までです。

毎週月曜日は休館日で受付できません。

（12月29日から翌年の1月3日までは閉館日のため受付できません。）

■受付場所

（指定管理者）呉市文化振興財団事務局

〒737-0051 広島県呉市中央3丁目10番1号 呉信用金庫ホール内

（TEL 0823-25-7878）

■申込み開始日

| 施設名 | 受付開始日 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|-------------------------------|
| ホール | 使用日の1年前の該当月の開館日から | |
| 楽屋および控室 | 使用日の1年前の該当月の開館日から | ホール使用に伴う場合のみ （単独の使用はできません） |
| 展示室 | 使用日の6か月前の該当月の開館日から | |
| 多目的室 リハーサル室 練習室 | 使用日の3か月前の該当月の開館日から | ホール使用に伴う場合は 1年前から |

※別表1の抽選スケジュール表をご参照ください。

■受付方法

- 使用者あるいは担当者が直接ご来館ください。「ホール使用申請書」をご記入のうえ、お申込みください。
 - 「ホール使用申請書」には、連絡先・問合せ先、催物の内容、入場料金、開演・終演時刻等についても具体的にご記入ください。なお、記入された内容は、ホールご使用の場合、ホームページで公開いたします。チラシご持参の場合はホームページに掲載可能です。情報公開日がある場合、公開をご希望されない場合等は、事前にお申出ください。また、内容等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。
- ※申込み開始日初日の手順・注意事項については、別紙1をご参照ください。

- 申込み申請書の申請者及び使用日・内容の変更はできません。(団体などの代表者変更についてはこの限りではありませんが、別途変更届の提出が必要です。)

■使用時間

使用時間には「搬入・準備」「片付け・搬出」等の作業時間を含みます。余裕のある使用時間でお申込みください。

| 区分 | 時間帯 | 時間 |
|-------|---------------|------|
| 午前 | 午前9時から正午まで | 3時間 |
| 午後 | 午後1時から午後5時まで | 4時間 |
| 夜間 | 午後6時から午後10時まで | 4時間 |
| 午前・午後 | 午前9時から午後5時まで | 8時間 |
| 午後・夜間 | 午後1時から午後10時まで | 9時間 |
| 全日 | 午前9時から午後10時まで | 13時間 |

■時間外入館

午前9時以前の入館、午後10時以降の延長についてはご相談ください。その際、別途延長料金が必要となります。

■連続利用可能日数

| | |
|----------------------------|-----|
| ホール、楽屋及び控室、多目的室、リハーサル室、練習室 | 3日 |
| 展示室 | 10日 |

■使用許可および使用料

- 申請を受付けてから使用許可までには期間を要する場合がございます。
- 使用許可と同時に、申込金として1日につき使用料の一部3万円(3万円未満の場合は全額)を納入ください。なお、使用日の2か月前までに使用料の差額を納入ください。(お申込みが使用日の2か月前未満の場合は全額を納入ください。)
- 納入がないと使用許可を取り消す場合がございます。
- 入場料徴収の有無(ホールの場合は入場料徴収の有無及び金額)で使用料は異なります。また、ホールの場合は、「平日」と「土・日・休日」で使用料が異なります。
- 器具使用料は、ご利用当日、18時までに納入ください。

■使用の不許可・取消し

●次の場合は、施設使用の許可ができません。

- ①公共の秩序または風俗を乱すおそれがあるとき
- ②施設または設備を棄損するおそれがあるとき
- ③集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になるとき
- ④会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき
- ⑤その他管理運営上支障があるとき

●次の場合は許可を取消し、または使用を停止することがあります。

- ①偽りその他不正の手段により使用の承諾を受けた事実が明らかになったとき
- ②使用权を第3者に譲渡または転貸したとき
- ③使用条件に違反したとき

■使用のキャンセル

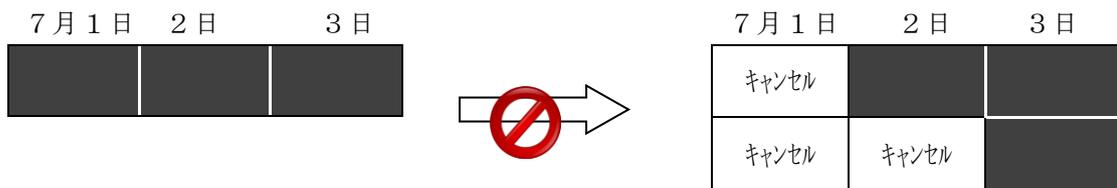
お申込みのあと、使用を取りやめる場合は「使用許可取消申請書」をご提出ください。
なお、次の場合に該当するときのみ、次に掲げる額を返還いたします。

- ①使用日の30日前までに使用許可の取消しを申し出た場合
…既納使用料の5割
- ②災害その他の使用者の責めに帰さない理由により、文化ホールを使用することができなくなった場合
…既納使用料の全額

※ご注意

- ・連続使用の一部取消しができません。またその日を含む再申請はできません。(例を参照)

例) 7月1日から3日の使用申請を7月1日だけキャンセル、または1日と2日をキャンセルということができません。



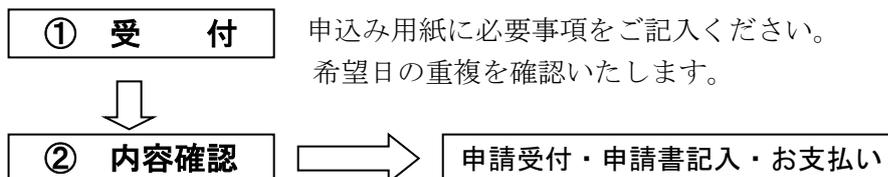
変更・再申請不可

■お申込み開始日初日の手順について

【申込み手順】

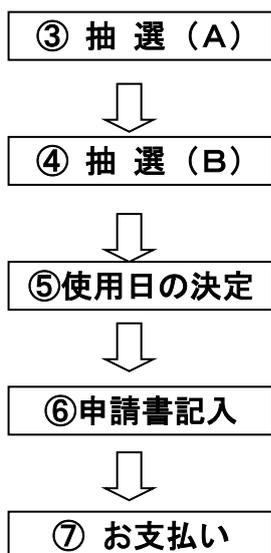
申込み開始日の

9 : 0 0



申込み用紙に必要事項をご記入ください。
希望日の重複を確認いたします。

■希望日が重複した場合



■重複しない場合

抽選 (A) は、希望日の重複したお客様が抽選 (B) のくじを引く順番を決めるくじです。

抽選 (B) は、希望日の重複したお客様の当落を決めるくじです。

○9時にご集合のお客様で希望日の重複が無くなるまで (②内容確認) から (④抽選 (B)) までを繰り返します。

○9時以降、申込み手続きに来館のお客様はこの抽選が終了するまで待機をお願いすることとなります。その後、先着順で受付いたします。

※申込みが集中した場合、申込み手続き終了までに時間を要することもございます。あらかじめご了承ください。

【申込みの際、特にご注意いただきたい点】

- 抽選に参加できるのは、1団体 (個人) 1行事です。
同一団体の複数申請と認められた場合は、利用を取消しさせていただきます。
- 申込み申請書の申請者及び使用日・内容の変更はできません。(団体などの代表者変更についてはこの限りではありませんが、別途変更届の提出が必要)
- 毎月1日に申請対象月1ヶ月分 (空き日) について受付をいたします。
月をまたいで連続2日以上使用する場合は、その最初の日を含む受付対象月が申込み開始日 (例1) です。
例 1) ホールを令和4年11月30日から翌月12月2日までご利用を希望の場合、令和3年11月1日が申込み開始日 (抽選日) です。
- 毎月1日の申込み受付日は、9時の時点で来館している団体 (個人) から受付手順を開始いたします。
9時に遅れた団体 (個人) は、前頁の申込み手続きが終了するまで受付できませんので、待機をお願いいたします。
- これまでは毎月1日 (1月は4日) に受付開始をしておりましたが、受付開始日が休館日となる場合月の最初の開館日となります。
- 申込み受付期間に締切日が設けられました。(別表2参照)
 - ・ホール 使用日の1週間前まで
 - ・それ以外の各室 使用日の前日まで